

春日井市企業立地判定会要綱

(設置)

第1条 市の土地利用計画に基づく秩序ある土地利用の実現及び市の産業活力の維持強化を図るため、春日井市企業立地判定会（以下「判定会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 判定会は、市街化調整区域内に立地しようとする工場及び研究所について、次の各号のいずれかに事項に該当するかどうかの判定を行う。

- (1) 春日井市開発審査会基準第10号（以下「基準」という。）1(1)の技術先端型業種の工場又は研究所であること。
- (2) 春日井市都市計画マスタープランに定める産業誘導ゾーンへの立地であること及び次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - ア 基準1(2)アに規定する工場又は研究所であること。
 - イ 基準1(2)ウに規定する区域であること。
 - ウ 基準5に規定する建築物であること。

(組織)

第3条 判定会は、会長、副会長及び別表に掲げる職にある職員からなる委員をもって組織する。

- 2 会長は、産業部長をもって充てる。
- 3 会長は、判定会の会務を総理する。
- 4 副会長は、まちづくり推進部長をもって充てる。
- 5 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 判定会は、随時、会長が招集する。

- 2 判定会の会議の議長は会長とする。

- 3 判定会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開催することができない。
- 4 判定会の議決は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、判定会の運営上必要があると認めるときは、第3条の委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 判定会の庶務は、産業部企業活動支援課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか判定会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表（第3条関係）

産業部経済振興課長

産業部企業活動支援課長

産業部農政課長

まちづくり推進部都市政策課長

まちづくり推進部建築指導課長